

5 公正な職務執行確保のための機能について

大阪府における全ての業務について、職員が公務員として法令等を遵守し、公平かつ公正に府民の疑惑や不信を招くことの無いように職務を執行し、もって、府民の信頼を確保することが必要であることから、以下のとおり、公正職務執行確保に関する要綱を定め、公正職務執行確保委員会を設置する。

(1) 公正職務執行確保に関する要綱

要綱においては、公共の利益の増進のため、常に公正な職務執行を行うなど職員の基本的な心構えや公正な執行を確保するため、職員、直接監督責任者及び所属長並びに部局長の責任に関する事項等を定める。

(2) 公正職務執行確保委員会（仮称）

①委員会設置の目的等

行政への不当な要求や圧力を排除し、職員の服務規律及び公正な職務執行を確保することを目的として、公正職務執行確保委員会を設置する。

委員は、職員の職務の執行に関して公正な判断をすることができる弁護士、警察OB等の学識経験者等から、知事が3名を選任する。

②委員会の事務等

委員会においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- ・職員からの報告内容についての調査、審査
- ・審査結果の知事への報告
(不当行為者への警告、捜査機関への告発、報告内容の公表)
- ・職員からの相談に対するアドバイス
- ・部局長への確認、指示
- ・事例の集積 等

委員会の事務局は総務部人事室に置く。

(3) 公正職務執行確保に関する事務等

①具体的な取組み

職員は、第三者（不当行為者） から不当な要求・圧力があつた場合は、それを拒否するとともに、経過を記録するなど、公正な職務の確保に努めなければならない。

○職員及び所属長等からの報告

- ・職員は、不当行為者から不当な要求・圧力があつた場合は、直接監督責任者及び所属長（以下、「所属長等」という。）に報告する。
- ・職員から報告を受けた所属長等は、適法かつ公正な職務遂行を確保するために、当該職員に適切な指示を行い、自ら適切な対応を行うなど公正な職務確保に必要な措置を講ずるとともに、職員からの報告内容が公正な職務遂行を妨げる恐れがある場合は、部局長に報告する。
- ・部局長は、所属長等から報告を受けた場合、適法かつ公正な職務執行を確保するために必要な確認及び指示を行うとともに、公正な職務遂行を損なうと認められる場合は、公正職務執行確保委員会に通知する。

○委員会及び知事の対応

- ・委員会は、通知内容について調査、審査し、結果を知事及び当該通知のあつた部局長に報告する。
- ・知事は、必要に応じて不当行為者への警告を行うとともに、不当行為者に改善が見られない場合は、捜査機関への告発、報告内容の公表等の措置を講ずる。

○直接相談

- ・内容等により、上記の手続きによりがたい場合は、職員又は所属長等は直接委員会に相談することができる。
- ・委員会は、相談内容について調査、審査の上、当該職員等にアドバイスするとともに、必要に応じて部局長に確認及び指示を行う。

○情報提供及び事例集積

- ・原則として、職員又は所属長等は、公正職務執行確保にかかる全ての案件について、部局長を通じて委員会に情報提供する。
- ・内容等により、これによりがたい場合、職員又は所属長等は直接委員会に提供するものとする。
- ・委員会は、情報提供を受けた公正な職務執行確保にかかる全ての案件について事例を集積し、事務の参考とする。

②その他の対応

○マニュアルの策定

本制度の運用を実効あるものとするためには、あらゆる不当な要求・圧力に関して、職員の報告や上司の対応、委員会への通知等の手続きが適切に行われることが必要となる。

このため、一連の事務の流れや、報告、情報提供するケースの具体的例示などについて、マニュアル化することが重要である。

○証拠の保全

捜査機関への告発や、事案の公表を行おうとする場合、第三者の権利を考慮するなど極めて慎重な対応が求められる。

このため、事案の流れや、やり取りの記録の正確な保存が不可欠であり、会話の録音、監視カメラの設置等の対応が重要である。

○研修

本制度が業務に根付くためには、何よりも、公正な職務遂行についての個々の職員の意識が重要となる。

このため、本制度の内容を含めた公正な職務遂行や綱紀保持に関する職員への研修を一層充実、強化することが不可欠である。